				令和	5年	度 一般会計歳出 第7款6項3目 12節(1)その他委託料
		種	目	番	号	委託担当
受付番号						連絡先 健康推進課 担当者名 橋本 電 話 671-2454
						电 品 071 2404
						設 計 書
1	委	į	託		名	受動喫煙防止に係る飲食店標識調査委託
2	履	ţ	行	場	所	健康福祉局健康推進課
3		行期 は期				□期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで ■期限 令和6年1月31日
4	契	約	区分			□ 確定契約 ■ 概算契約
5	そ	・ の	他特	約	事 項	
6	現	<u>l</u>	場	説	明	<ul><li>■ 不要</li><li>□ 要 ( 月 日 時 分 場所 )</li></ul>
7	委		託	概	要	市内飲食店における店内の喫煙の可否を示す標識の掲示状況について調査を実施し、その結果からデータベースを作成する。また、標識を掲示していない店舗等に対して啓発はがきを郵送する。

### 8 部 分 払

□する ()

### ■ しない

部 分 払 の 基 準

業	務	内	容	履 行 予定月	数	量	単 位	単	価(円)	金	額(円)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を())で囲む。

委託代金額	
	(¥)
内 訳 業務価格	
	(¥)
消費税及び地方消費税相当額	
	(¥ .−)

内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単 位	単価(円)	金額(門)	摘要
訪問調査	11月~1月	(2,000)	件		( )	
データベース作成事務	11月~1月	(2,000)	件		( )	
啓発はがきの印刷	11月~1月 通常はがき	(1,000)	件		( )	
啓発はがきの郵送	11月~1月 通常はがき	(1,000)	件		( )	非課税
調査票準備	契約完了月	1	式			
調査計画	契約完了月	1	式			
諸経費	契約完了月	1	式			
小計					( )	
消費税					( )	
合計					( )	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

### 1 件名

受動喫煙防止に係る飲食店標識調査委託

### 2 概要

市内飲食店における店内の喫煙可否を示す標識の掲示状況について調査を実施し、その結果からデータベースを作成する。また、標識を掲示していない店舗等に対して啓発はがきを郵送する。

### 3 履行期限

令和6年1月31日

### 4 業務内容

### (1) 実地調査

委託者が提供する調査対象リストに示された飲食店について、店舗入り口に店内の喫煙の可否を示す標識等が設置されているか調査を実施する。

### ア 調査方法

調査員の目視による調査

### イ 調査項目

- (ア) 調査対象リスト店舗の禁煙・喫煙標識等の確認
  - ・標識等の有無及び標識等の種類(別紙「標識例」の通りに分類)。
  - ・標識等があっても、汚損や紛らわしい表示等により、調査員が喫煙の可否を客観的に判断できない場合は、標識無しに分類(別紙「標識例」を参照)。
- (4) 調査対象の住所に別の飲食店があった場合、その店舗の禁煙・喫煙標識等の確認
  - ・調査内容は(ア)と同じ。加えて店舗名を記録。
  - 飲食店以外の店舗がある、もしくは店舗の種別が判断できない場合は、(ウ)の確認不能に分類。
- (ウ) 確認不能の場合における状況等
  - ・調査対象住所の店舗が何らかの理由で確認不能である場合は、その状況や理由を記録。
- (2) 啓発はがきの印刷・郵送

標識が掲示されていない店舗等に対して、喫煙に関するルールをお知らせする啓発はがきを印刷し郵送する。

(3) データベース作成

調査結果からデータベースを作成して随時更新を行い、定期的に委託者に報告する。

### 5 調査件数

2,000件(関内駅、桜木町駅、横浜駅周辺)

契約決定後、委託者から正式な調査対象リストを提供する。なお、調査対象は、各駅から1km以内に所在する店舗とする。

### 6 委託内容

### (1) 調査の準備

ア 実施スケジュールの策定及び報告

委託者と協議の上、実施スケジュールを決定し、日程表を提出すること。

イ 調査票の準備

調査票については、「4(1)イ 調査項目」の内容に基づき、別紙「調査票例」を参考に委託者と協議の上で受託者が作成すること。

なお、調査項目を満たす仕様であれば、調査票の媒体は紙、電子を問わない。

### (2) 調査の実施

### ア 確認方法

調査対象リストに掲載された店舗住所に出向し、標識の確認を行う。原則として入店は行わず、店舗入り口において調査員が目視により確認を行う。

### イ 確認及び調査票の記入

店舗ごとに「4(1)イ 調査項目」の内容を確認し、確認結果を調査票に記入する。

### ウ 調査時の注意

- (ア) 調査実施時は、当該調査員に調査員であることが分かる名札等(身分が証明できるもの)を着用させること。この時着用する名札等の作成に係る費用は受託者の負担によるものとする。
- (イ) 商業施設や複合ビル内にある店舗については、施設内に入り、各店舗の店頭で確認を行うこと。
- (ウ) 対象店舗のシャッターが閉まっていて標識が確認できない、対象店舗が入居する建物の入口が閉鎖 され店頭まで接近できないなど、確認不能な店舗がある場合は、その旨を調査票に記録すること。 なお、確認不能店舗について再調査は不要とする。
- (エ) 原則として、店舗従業員等への接触は予定していないが、相手方に業務等について確認された場合は、横浜市より受託している旨を説明し、必要に応じ委託者が用意するチラシ等を配布すること。
- (オ) 店舗屋外の喫煙所等の標識については調査の対象としない。
- (カ) 現場で記入した調査票については、受託者が責任を持って整備及び保管をすることとし、全調査完 了後に電子データで委託者に提出すること。

### (3) 啓発はがきの印刷・郵送

### ア 対象店舗

標識が掲示されていない店舗等

### イ 件数

1,000件(調査件数の50%見込み)

ウ 啓発はがきの印刷・郵送

委託者から提供されるデータをもとに啓発はがきを印刷し、該当の店舗に郵送する。仕様は、通常はがき(148mm×100mm)とする。

### (4) データベースの作成

ア 調査票のデータベース化

調査票の内容をデータベース化し、随時更新を行うこと。作成したデータベースは、委託者宛に毎月第2・第4月曜日、月2回(祝祭日等により指定日が休業日の場合は翌営業日)及び全調査完了時に電子データにて提出すること。

### イ データベースの形式

提出用の電子データについてはマイクロソフト社Excelファイルを想定。契約決定後、委託者が提供するデータベース案に基づいて作成すること。

### ウ データ納品先

健康福祉局健康推進課

### 7 業務遂行に必要な資料

委託者は、受託者が委託業務を遂行するために必要な資料等を無償で提供するものとする。

### 8 事務打ち合わせの実施

委託者及び受託者は、必要に応じて事務打ち合わせを行い、円滑な事務処理に努めなければならない。

### 9 従事者の心構え

- (1) 受託者が配置する従事者は、業務遂行にあたっては、職務の重要性を自覚し、横浜市職員に準ずる心構えで対応するものとする。
- (2) 受託者が配置する従事者は、調査時の応対にあたっては、特に言葉遣い等は親切・丁寧に行うこととする。

### 10 受託者の責務

受託者は、業務の公共性、重要性に鑑み、従事者に対し、雇用者としての責務を履行し、また、適正かつ 良好な労働条件の確保に努めなければならない。

### 11 データファイル等の帰属権

- (1) 業務に関する情報が記録された記録媒体の内容をなす一切の情報は、業務を処理するため委託者が提供した委託者の情報であって、受託者はその内容の変更、複写、外部への提供等の内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- (2) 業務に関するすべての情報の記録等、業務遂行の結果生じたすべての情報は委託者の所有とする。
- (3) 受託者は、この契約の履行による成果物及び記録媒体等のすべてについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

### 12 データの消去

受託者が用意したパソコンの中にある、この業務に関する全ての情報の記録等については、委託契約期間 終了後、委託者からの依頼に基づき受託者の責任において完全に消去するものとする。

### 13 履行状況の確認

委託者と受託者は、委託契約期間中、仕様書の定めるところにより、委託業務の履行状況について、相互に確認しなければならない。

### 14 事故の発生の報告

受託者は、業務遂行にあたり事故が発生した場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

### 15 部分払い

なし

### 16 委託契約代金

契約金の支払いは、検査終了後に適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

### 17 その他

この仕様書及び委託契約約款に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

調査票(例) 調査票(例)

	店名	所在地	店舗の状況						
	<i>/</i> 1/1	7711112°E	□ 諸当店舗あり ■禁煙標識 □喫煙可標識 □標識無し						
1		横浜市中区	■試∃店舗めり	■宗廷倧越 □侯達刊倧越 □倧越無し □喫煙専用室あり □加熱式たばこ喫煙専用室あり					
	○○飯店		□別の飲食店あり	□   □   □   □					
	○○飲冶								
				の詳細□□喫煙可能室あり□□喫煙可能店					
	(別飲食店名)			□判別不能(  )					
	() () () () () () () () () () () () () (		□確認不能	□店舗等なし□飲食店以外の店舗等あり(店舗判定不能含む)					
			メモ:従業員にチラシ	□入居施設立入不可 □シャッター閉鎖					
				·					
			□該当店舗あり	□禁煙標識 ■喫煙可標識 □標識無し					
			■別の飲食店あり	■喫煙専用室あり □加熱式たばこ喫煙専用室あり					
	レストラン〇〇	横浜市中区		喫煙可 □喫煙目的室あり □喫煙目的店					
2				の詳細 □喫煙可能室あり □喫煙可能店					
				□判別不能(    )					
	(別飲食店名) ワインbar○○		□確認不能	□店舗等なし □飲食店以外の店舗等あり(店舗判定不能含む)					
	77 2 bar O O			□入居施設立入不可 □シャッター閉鎖					
			メモ:						
			□該当店舗あり	□禁煙標識 □喫煙可標識 □標識無し					
		横浜市西区	□別の飲食店あり	□喫煙専用室あり □加熱式たばこ喫煙専用室あり					
	喫茶○○			喫煙可 □喫煙目的室あり □喫煙目的店					
3				の詳細 □喫煙可能室あり □喫煙可能店					
J				□判別不能(    )					
	(別飲食店名)		■確認不能	□店舗等なし ■飲食店以外の店舗等あり(店舗判定不能含む)					
				□入居施設立入不可 □シャッター閉鎖					
			メモ:何の店かわからない店舗があった						
4			□該当店舗あり	□禁煙標識 ■喫煙可標識 □標識無し					
				□喫煙専用室あり □加熱式たばこ喫煙専用室あり					
	○○カフェ			喫煙可 □喫煙目的室あり □喫煙目的店					
		横浜市西区	■別の飲食店あり	の詳細 □喫煙可能室あり □喫煙可能店					
		00		■判別不可(店頭の看板に「タバコ吸えます」の文字有)					
	(別飲食店名)		□確認不能	□店舗等なし □飲食店以外の店舗等あり (店舗判定不能含む)					
				□入居施設立入不可 □シャッター閉鎖					
			<b>メ</b> ∓:	•					

### 標識例

### (1) 全体の留意点

標識の掲示がない場合や、汚損や紛らわしい表示等により調査員が喫煙の可否を客観的に判断できない場合は、標識無しに分類します。

- (2) 禁煙表示に関する留意点
- ・例示された標識以外でも、店内が禁煙であることが客観的に分かる表示があれば禁煙 に分類してください。
- ・「禁煙」「たばこ吸えません」など、文章のみによる表示でも禁煙に分類してください。
- (3) 喫煙可表示に関する留意点
- ・喫煙可の場合は、詳細としてさらに7分類に分けてください。
- (「喫煙専用室あり」、「加熱式たばこ喫煙専用室あり」、「喫煙目的室あり」、「喫煙目的店」、「喫煙可能室あり」、「喫煙可能店」、「判別不能」)
- ・例示された標識以外でも、店内が喫煙可能であること、または店内に喫煙室がある ことが客観的に分かる表示があれば喫煙可に分類してください。
- ・「店内喫煙可」「タバコ吸えます」など、文章のみによる表示でも喫煙可に分類してください。
- ・標識や文章により喫煙可であることが分かるものの、詳細が判別不能である場合は 喫煙可の「判別不能」に分類したうえで簡潔に表示内容を記載してください。 (例:店頭の看板に「タバコ吸えます」の文字有)
- ・店舗屋外の喫煙の可否を示す標識については、調査の対象外です。



禁

煙

No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。



### **NO SMOKING**

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 に基づく禁煙の表示



### 喫煙専用室あり

Designated smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



### 加熱式たばこ専用喫煙室あり

Designated heated tobacco smoking room available



### 喫煙目的室あり

# Smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



# **喫煙目的店**Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



### 喫煙可能室あり

# Smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



### 喫煙可能店 Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。